

### 3. 住職代務任命申請書

住職代務は、住職が死亡その他の事由によって欠けた場合、又は病気その他の事由によって相当の期間職務を行うことができない場合において、後任住職の任命の申請をすることが困難なときに置きます。

住職代務は、教師のうちから、当該寺院の申請する者について、総長が任命し、任期は2年です。(但し、再任されることができません。)

[寺則9①②、寺院規程9・10①、宗規45②③]

また、代表役員代務者は、当該寺院の住職代務をもって充てます。

[寺則15①、宗規47]

#### (1) 申請書

##### ① 申請者

当該寺院の住職又は住職代務が申請します。

住職又は住職代務がともにない場合は、責任役員の互選した者（責任役員被互選者）が申請を行います。 [寺院規程12]

[註] 住職代務が申請する場合は、住職代務の任期中又は任期満了後1年以内とし、任期満了後1年を経過している場合は、責任役員被互選者が申請を行います。

※「責任役員被互選者」とは、任期中の責任役員（任期満了の場合は、新たに就任する責任役員）のうちから互選された者をいいます。

##### ② 就任者 教師でなければなりません。

[寺則9②、寺院規程9②、宗規45③]

#### (2) 添付書類

##### ① 住職代務任命同意書

住職代務就任予定者並びに任期中の責任役員・門徒総代全員が署名捺印します。

住職代務又は責任役員被互選者が申請する場合は、ほかに当該寺院の寺族代表者の署名捺印が必要です。

[寺院規程11・12] [寺族規程5③]

〔註1〕 責任役員・門徒総代が任期満了の場合は、『責任役員任命申請書並びに門徒総代届』を同時に提出します。

※この場合、責任役員任命申請書並びに門徒総代届は、新たに就任する住職代務が申請者となり、住職代務任命同意書には、新たに就任する責任役員・門徒総代が署名捺印します。

〔註2〕 寺族代表者には、当該寺院より届出されている者があたります。

[寺院規程25] [寺族規程5]

※住職代務の寺族は、申請寺院の寺族（寺族代表者）には該当しません。

〔註3〕 当該寺院に寺族がない場合は、寺族不在の届出が必要です。

〔註4〕 寺族代表者届が提出できない場合は、その理由書と組長の副申書を添付します。

## ② 就任受諾書

住職代務就任予定者が代表役員代務者の欠格事項に該当する場合は就任できません。 [寺院規程44、宗規13、宗教法人法22]

## ③ 就任予定者の住民票（発行日より3ヶ月以内のもの）

## ④ 死亡による任命申請の場合は、前任者の『死亡届』

〔註〕 既に提出している場合は不要です。

## ⑤ 住職又は住職代務退任による後任申請の場合は、本人の退任願

〔註〕 自筆署名捺印にて総長宛とします。

## ⑥ 住職が退任して住職代務を置く場合は、住職が退任する具体的な事由を明記した理由書